

ミャンマー公定史におけるパンロン民族団結史像の形成 ——シャン政治家トゥンミンの著作はいかに利用されたか——

菊池 泰平*

Creation of the History of the Panglong Conference Based on the “National Solidarity” Image: Myanmar Authority’s Arbitrary Reference to the Narrative by a Shan Activist: Htun Myint

KIKUCHI Taihei*

Abstract

This paper examines the process of molding the official history of the Panglong Conference, which was held in February 1947 in Myanmar. According to the history shaped by the Burma Socialist Programme Party (BSPP), the Burmese nationalist leader Aung San and minorities’ representatives agreed to establish the union state. Hence, “Panglong” is interpreted as the symbol of national solidarity today. While the BSPP used the above history to appeal its legitimacy, it viewed the military as a guardian of the multiracial country. The “national solidarity” image of the Panglong Conference was reinforced under restricted freedom of speech. During the critical moment of the 8888 uprising, the Committee for the Compilation of Authentic Facts of Myanmar History again edited the history of the Panglong Conference. To make the history more inclusive and to base it on the “national solidarity” image, the committee used the narratives of various people who joined in the event. Htun Myint was one of the activists who founded the Shan State Freedom League, and he referred to the Panglong Conference as a means of requesting minorities’ rights after Independence. However, the committee hid Htun Myint’s political views and accepted only those parts of his narrative that supported their position.

Keywords: Panglong Conference, Panglong Agreement, Shan, federalism, Htun Myint, Burma Socialist Programme Party, Aung San

キーワード：パンロン会議, パンロン協定, シャン, 連邦制, トゥンミン, ビルマ社会主義計画党, アウンサン

* 大阪大学大学院言語文化研究科 博士後期課程：Graduate School of Language and Culture, Osaka University, Minoh Campus, 3-5-10 Semba-higashi, Minoh, Osaka 562-8678, Japan
e-mail: kikuchi.taihei@gmail.com
DOI: 10.20495/tak.59.2_290

はじめに

多民族国家ミャンマー¹⁾では、1962年から約半世紀にわたり、国軍による支配体制が続いた。このとき国軍は、諸民族をまとめているというイメージをつくることによって、その支配を正統化した。1962年の軍事クーデター以降、軍が諸民族をまとめている、まとめるべきだという信念は、政府の歴史表象にも反映された。さしあたり、これを民族団結史像と呼びたい。

本稿は、パンロン会議²⁾に関する歴史記述の分析を通じて、民族団結史像が形成された過程の解明を目的とする。英領植民地であったミャンマーでは、ミャンマー本土 (Burma proper) でイギリス植民地政庁による直接統治体制が敷かれ、周囲に位置する辺境地域 (Frontier Areas) で在地首長を介する間接統治が行われた。ミャンマー独立に際して、独立の父アウンサンは、両地域の統合を1947年2月のパンロン会議で呼びかけた。アウンサンと少数民族代表たちは、連邦国家の建設に合意して、パンロン協定に署名したというのが一般的な説明である。³⁾

このパンロン会議に、タイ系少数民族シャン⁴⁾の人々が果たした役割は大きい。もともと、この会議を企画したのは、ソープワーと呼ばれるシャンの在地首長たちであった。ソープワーたちは、平民代表としてシャン州自由連盟メンバーに参加を許した。シャン州自由連盟が要求したミャンマー本土と辺境地域の統合や少数民族に対する自治権の保障は、他の少数民族代表たちにも共有されて、アウンサンから承認を得た。

同時に、シャン州自由連盟関係者は、パンロン会議の語り手としても重要である。パンロン会議については、植民地宗主国側が記した一次史料として、大英図書館オリエンタル・インド省コレクション所蔵の「パンロン会議」というファイルが知られている。⁵⁾しかし、1946年半ば以降、ビルマ・ナショナリズムに最大限の配慮をしながらミャンマーからの退却を意識していた植民地行政官たちは、パンロン会議へ臨むにあたり、傍観者的な態度を貫いた。ゆえにイギリス側の文書では交渉の結果のみしか報告されず、そこから議論の内実を知ることはできない。そのため、パンロン会議に関する政治史研究は、関係者たちへのインタビューや回想録を

-
- 1) 本稿では定訳がある場合を除き、国家名としてミャンマー、民族名としてビルマを用いる。ただし、引用箇所の民族名は、原語のまま表記する。
 - 2) パンロン会議は1946年3月にも開催されているが (第一次パンロン会議)、特に指定しない限り、本稿では翌年2月に開催されたものを指す (第二次パンロン会議)。
 - 3) 例えば、ミャンマー史の大家サイアウントゥンは、パンロン会議によって連邦に住む人々 (Union Peoples) の歴史的統合が行われたという [Sai Aung Tun 2009: 283-284]
 - 4) シャン (ビルマ語: Shan, シャン語: Tai) とはミャンマーでタイ語系言語を話す人々に対して用いられる呼称である。ミャンマー北部、東部を中心に定着しており、人口は290万人程度と推定されている [高谷 2008: 192-193]。
 - 5) M/4/2811 Frontier Areas: relation between Frontier Areas and Ministerial Burma: Panglong Conference. (9 Jun 1945-14 May 1947)

参照することで、一次史料の不足を補ってきた。特に、シャン州自由連盟創設者の一人であるトゥンミンは、独立後に発行したパンフレットによりよく知られる人物だが、ある理由によって、その主張の全体像は十分に理解されていない。

本稿では、シャン政治家トゥンミンの証言を選択的に受容しながら、民族団結史像が形成されたことを明らかにする。まず本論Iでは、パンロン会議が国軍、民主化勢力、少数民族勢力の意図に応じて、これまで表象されてきたことを明らかにする。IIでは、国軍の統治体制下で、政権の正統性を説くために民族団結史像がつくられた過程を追う。この民族団結史像を支えたのが、シャン州自由連盟関係者による語りであった。そのためIIIでは、このシャン州自由連盟関係者たちの著作を分析する。なかでも、シャン州自由連盟指導者であったトゥンミンの語りは、国史の編纂にあたって恣意的に解釈されたことをIVで指摘する。

I 歴史表象としてのパンロン会議

1948年に独立したミャンマーでは、カレン族をはじめとする諸少数民族団体が武装蜂起し、長年にわたって政府や国軍との対立を続けてきた。この民族問題を解決するために、「パンロンの精神に立ち戻れ」といわれることがある。2015年10月に締結された全国規模停戦合意に基づき、2016年8月末から断続的に開催された連邦和平会議は、その分かりやすい事例である。この会議は首都ネーピードーで開催されたにもかかわらず、「21世紀パンロン会議」と冠されている。このように、「パンロンの精神」は現代でも世論を強く喚起する力を持つ。例えば、2017年2月に開催されたパンロン会議70周年記念式典で、国家顧問アウンサンスーチーは以下のように述べた。

パンロンというのはシャン州の一地域というだけではありません。連邦全体にとって極めて重要な場所なのです。ここから、連邦団結のために礎を築いたのです。先ほど読み上げたパンロン協定のことを学ぶと、相談、会談、調整、合意などを基本としながら、連邦をいち早く築いたといえます。⁶⁾

こう述べたうえで、国内の平和を構築する必要性を説いた。アウンサンスーチー率いる国民民主連盟(National League for Democracy)にとって、パンロン会議は諸民族団結の起源である。

一方で、シャンの最大民族政党であるシャン民族民主連盟(Shan Nationalities League for Democracy)幹部として、同日ラジオ会見を行ったトゥンエーは、パンロン会議を引き合いに

6) *Myanmar Alin* (2017年2月13日付)「演説」

出しながら、少数民族の権利を保護する必要性について訴えた。

ミャンマー連邦共和国は、あらゆる民族がともに暮らす一つの国家です。連邦全体の独立、主権の維持、発展を、諸民族の団結力で守り、つくることができると私たちは常に信じています。我われの国家は、諸民族が集まって暮らしている一つの国家で、平等の原則もなくてはならない原則の一つです。…（中略）…我われの政党の基本原則はパンロン協定であり、パンロンでの約束の順守を基本としています。パンロンでの約束の通り、少数民族たちが望む民族平等、平等権の確保を主張する闘いに参加したのです。⁷⁾

1947年2月に開催されたパンロン会議に諸民族たちが集い、連邦の基礎を築いたという認識は、アウンサンスーチーと一致する。しかし、トゥンエーは、連邦国家内における民族間の平等をより強調する。

このように、ミャンマーの民主化問題と民族問題をめぐる見解は、少数民族と民主化勢力の間で隔たりがある。アウンサンスーチーをはじめとする民主化勢力にとっては、「民主化が最優先課題であり、少数民族問題は二次的な問題」とされる。他方で、少数民族側にとって「ミャンマー社会全体の民主化は必要・前提条件ではあるが、少数民族の権利保障は、同時並行に目指されるべき」ものである〔伊野 2018: 395〕。

ウォルトンは、民族問題と民主化問題の交差点における、複雑な意見の相違と一致が、特にパンロン会議の記述に表れることを指摘した。ウォルトンによれば、政治的主張を異にする三者が、それぞれの目的のために、パンロン会議を民族団結の象徴として利用している。第1は、軍事政権の立場である。国軍の父アウンサンが諸民族の団結を図った場こそパンロン会議であり、この団結を守っているのが国軍とされる。第2の立場は民主化勢力であり、パンロン会議をアウンサンの成果とする点では軍事政権の立場と一致する。しかし、前者と異なり、パンロン協定で実現した連邦の精神を国軍が裏切ったという立場を採る。これに対して、第3の立場である少数民族側は、パンロン会議そのものの歴史に対して懐疑的だとされる。しかし、パンロン会議での約束を国軍が裏切ったという認識は民主化勢力と一致し、「我われ」の民族は団結してこれに対抗すべきだと説く〔Walton 2008〕。このように、軍事政権、民主化勢力、少数民族団体という全く立場の異なる語り手が、民族団結の起点としてパンロン会議の歴史を語る。しかし、パンロン会議を民族団結の象徴とする見方は相対化されず、いわば「神話」となっている。だが、その表象は、各々の語り手が持つ問題関心や、利害を反映したものに他ならない。

7) *Myanmar Alin* (2017年2月13日付)「国政政党の演説」

同様に、サレム＝ジェルベとメトロも、歴史教科書の分析を通じて、政府と少数民族たちの間に横たわる歴史認識の対立を論じた。その分析によれば、1948年の独立後、植民地政策によってもたらされた利害対立や、独立後の内戦によって分断された社会を、国軍が統一させるという言説が出来上がった。1962年にクーデターが発生すると、ビルマ族中心の教育が行われた。1988年のクーデターによって成立した国家法秩序回復評議会（State Law and Order Restoration Council, 以下 SLORC）およびそれを引き継いだ国家平和発展評議会（State Peace and Development Council, 以下 SPDC）の時代において、表面的には民族の多様性が認められた。だが、どの民族であろうと、あらゆる国民はミャンマーというグループに帰属するとされ、歴史記述では非ビルマ要素の周縁化が行われた [Salem-Gervais and Metro 2012]。

このとき、反英独立闘争に関してのみ、少数民族の記述が求められた。植民地時代の分割統治政策を克服し、パンロンに的精神に適った「タインインダー」⁸⁾の団結が、ミャンマー史における勝利とされたのである。サレム＝ジェルベとメトロによれば、そのように反英闘争の歴史を強調することと、パンロン協定の教訓を強調することは表裏一体である。その一方、カレン民族同盟（Karen National Union）やシャン州軍南部（Shan State Army-South）が発行する教科書は、少数民族の敵対者としてビルマ族を位置づけると同時に、自民族の輝かしい過去とその団結を強調する [ibid.]。「多様性のなかの統一」とよく似た言説のなかにビルマ族中心主義が隠され、その反面、少数民族側も対抗言説をつくることによって、自民族中心主義の陥穽に陥っている。パンロン会議は、国軍、民主化勢力、少数民族それぞれの政治的目的に沿った形で、表象され続けている。

ミャンマーでは、「現代に於いて明らかになる事の意味より、明らかにする事のほうが重視される。つまり、時代の空白を埋める作業こそが、歴史学の神髄と見做され」る [伊東 1989: 4]。そのため、ウォルトンらによる問題提起が、ミャンマー国内における歴史学界で十分に理解、検討されているとは言い難い。対立する複数の表象を扱うために、まず求められるのは、多様な背景を持つ歴史の語り手たちが、どのような社会的文脈で、何を訴えるために、いかに歴史

8) タインインダーの辞書的な意味は、「①原住民族、②少数民族」である。タイン（くに）、イン（元来の）、ダー（人）という語の組み合わせであり、原義は「その土地に古来より居住する人」である。タインインダーであることは国民の要件とされているため、現代ミャンマー社会を考察するために重要な用語である。政治学者のチーズマンによると、英領植民地時代にすでに存在した単語だが、当時はまだ政治的なコミュニティや、特定の言語・文化集団に言及するような現代的語法はなかったという。独立後、初代首相のウー・ヌは強い国家をアピールするためにタインインダーという言葉を使っているものの、1960年代になるまでミャンマー社会では重要な意味を持たなかった。そこに変化をもたらしたのが、1962年に登場した軍事政権であり、「タインインダーは国家の語彙のなかで、さらに国家建築計画や国民統合の儀礼のなかで、前例のないほど高い地位を獲得した。タインインダーを今日の含意を多分に持った『原住民族 (national race)』ということができるのは、この時からである」。さらに1980年代になると、タインインダーを本質とみなす歴史認識が定着した [Cheesman 2017: 463-468]。本稿では、特に政府がタインインダーであることを国籍の要件としてきた経緯を踏まえて、政府系の刊行物におけるタインインダーを文脈に応じて「③国民」とも訳出する。

を語ったのかを丁寧に追うことである。ミャンマーの場合、国軍による統治体制の下で、長年にわたって言論統制が敷かれた。パンロン会議の表象に関しても、国家がその大部分かつ中核部分を担ったことに鑑みて、まずは国家による歴史表象に着目してみたい。

II 国軍統治体制下でつくられた民族団結史像

ここでは、国軍統治体制下でパンロン会議がいかに描かれたのか、その歴史が描かれた理由と併せて考察する。1948年1月4日、議会制民主主義体制を採って独立したミャンマーでは、独立後まもなくビルマ共産党やカレンをはじめとする少数民族武装組織が離反し、武装闘争が始まった。さらに中国国民党も、国共内戦の影響を受けて中緬国境地帯に流入した。一方で、与党の反ファシスト人民自由連盟（ビルマ語略称パサパラ）は内部分裂した。国内外で混乱が続いた結果、1958年、ネーウィン将軍を首班とする選挙管理内閣に権力が移譲された。

当時、とりわけ少数民族出身議員たちの関心を集めたのが、連邦離脱問題であった。独立前年に制定された1947年憲法は、地方行政に関して英領植民地時代のそれを引き継ぎ、ミャンマー本土にある7管区の他に、カヤー州とシャン州、チン特別自治区を定めた。特に第10章は、シャン州とカヤー州に対して、独立10年後に連邦から離脱する権利を保障した。その行使が可能となる58年頃から、地方自治権の拡大を争点とする論争が生じた [Kyaw Win 2016a: 39-96; 2016b: 7-10]。60年の総選挙で勝利したウー・ヌ首相は、少数民族との対話を図った。しかし、62年に国軍はクーデターを起こし、1947年憲法を停止した。内閣に代わって新たに設立された革命評議会は、これ以降、対外的には排他的な政策を採り、国内では強権的な中央集権体制を敷いた。62年7月には、諸政党を統合するために、ビルマ社会主義計画党（Burma Socialist Programme Party, 以下、BSPP）を組織した。

クーデターの過程で、国軍による統治体制を正統化するために、パンロン会議が利用されるようになった。1964年2月12日に開催された第17回連邦記念日式典で、ネーウィンが行った演説を確認してみたい。ネーウィンの説明によれば、ビルマ族指導者たちは、ミャンマー独立のために、少数民族たちの政治意識を高めようと奮闘した。シャン州の一部ソーブワーたちはその活動を弾圧し、植民地行政官もまた辺境地帯に完全独立を与えず、英連邦内に留まらせようと画策した。この扇動工作のために、パンロン会議やビルマ連邦憲法には欠陥が生じてしまった、とネーウィンはいう。例えば、ソーブワーたちの要求に基づいて1947年憲法に盛り込まれた連邦離脱権は、タインインダー・ルーミョウ・ミャー 原住諸民族の間に分断をもたらした。さらにミャンマー独立後、ビルマ族政治指導者と少数民族指導者たちの関係が悪化し、政治は国家の繁栄を話し合っ実践する場ではなくなり、単なる駆け引きの場になってしまった。ネーウィンは、これらを過ちだと糾弾し、経済・社会的格差を解消するためには「みなさんが参加する必要があります、一致団

結して行動しなければなりません」と訴えた〔Myanma Hsoshalit Lanzin Pati 1964: 23-32〕。植民地統治の協力者としてソーブワーや植民地行政官たち「彼ら」と、独立運動を戦った^{タインインダー・ルーミョウ・ミヤ}原住民諸民族、つまり「我ら」が対置される。この主張自体に目新しさはない。しかし、独立後の議会政治で「我ら」は再び分断された、という国軍トップによる主張は、軍による国家の再統合が必要だという論理を導いた。⁹⁾ BSPPが1971年に編纂した『^{タインインダー・ルーミョウ・ミヤ}原住民諸民族たちの反帝国主義闘争史』と、翌年に編纂した『25回目の連邦記念日を祝して出版されたパンロン会議略史』は、こうした見解が歴史叙述に投影された好例である。

『原住民諸民族たちの反帝国主義闘争史』は、諸民族の団結を観念的に説明しながら、反英独立闘争史を記した。その説明によると、かつて諸民族は団結していたが、イギリス植民地下での分割統治政策によって民族団結は崩壊した。第二次世界大戦後、段階的な自治付与路線を掲げる総督のもとで、植民地統治が再び始まった。ところが、総督の率いるイギリス人行政官らがミャンマーに帰還して目にしたのは、^{タインインダー・ド}原住民民族たちによる独立闘争であった。イギリス人たちは分割工作を図ったにもかかわらず、「ミャンマー本土でバサパラによる抵抗運動が激しくなるにつれて、シャン州自由連盟とバサパラの共同による運動がシャンでも激しくなった。このように、^{アミョーダー}シャン民族たちだけでなく、^{タインインダー・アローン・ド}全原住民諸民族が団結した闘争の結果、イギリス人たちはミャンマーの問題を話し合うため、アウンサン將軍率いる一行をイギリスに招聘するに至った」。1947年2月3日よりパンロン会議が開催され、同月12日にアウンサン將軍とカチン、^{タインインダー}チン、シャン各少数民族代表たちが平等に暮らすという決議に署名した。以上を「原住民の同胞たちはバラバラにならないよう団結した。団結力や連邦の精神が成熟した」と総括する〔Myanma Hsoshalit Lanzin Pati 1971: 230-236, 266〕。

BSPPが反英独立闘争史と民族団結を結びつけるのに最も適していたのが、パンロン会議だった。パンロン会議を主題として扱った初めての単行本『25回目の連邦記念日を祝して出版されたパンロン会議略史』は、BSPPが1972年に出版したものである。このなかで、BSPPは以下のようにパンロン会議を記述している。

カチン、カイン、カインニー（カヤー）、チン、バマー、シャンをはじめとする^{タインインダー・ルーミョウ・ミヤ}原住民諸民族の暮らすミャンマーには、自治権および主権があり、^{タインインダー・ミヤ}原住民たちは辛苦をともにしながら、一致団結して絶えず暮らしてきた。…（中略）…イギリス人たちはパンロン会議の開催に乗じて、さまざまな方法によって扇動工作を繰り返した。しかしながら、

9) 以上は池田が指摘する「タキン史観」にも通底する。ミャンマーでは、1930年代にビルマ・ナショナリズムを牽引したタキン党系譜が、現在に至るまで政治エリートを構成している。タキン党から国軍に至るまで、「タキン系譜にある為政者らに現代ミャンマーの民族問題の主要な責任がある」が、政府はタキンを語ることで自らの責任を隠蔽してきた〔池田2017: 56〕。

タイインダー
 原住民族の同胞たちは2月3日から11日まで協議を重ねて、2月12日、すべてのタイインダー
 が仲違いすることなく、一致団結して独立を獲得するという決意でパンロン協定に署名した。…（中略）…〔ミャンマー独立後に〕その連邦共和国を分裂させようとする謀略を、
 革命評議会が手遅れになる前に阻止した。つまり、パンロン会議以来の団結という伝統を、
 継承して守ったのである。…（中略）…そのように人々が集結し、堅固な国民の団結を
 打ち立てるため、革命評議会は社会主義社会に向かって、ミャンマー的手段やミャンマー
 的方法で前進するという信念に基づき、さらに「^{タイインダー・ルーミョウ}国 民」から汲み取った意向に基づき
 ながら、^{タイインダー・ド}「国民」の経済、政治、社会の発展に取り組んでいる。…（中略）…そのような
^{タイインダー}堅固な国民の団結が実現してこそ、新しい社会主義社会の建設という任務で、さまざま
 な方法で妨害や破壊活動を行う国内外、地上地下、左右両派の破壊分子を撃退しうるので。
 [Myanma Hsoshalit Lanzin Pati 1972: 15–24]

帝国主義を批判したうえで、「すべてのタイインダー
 原住民族が仲違いすることなく、一致団結して独立を
 獲得するという決意でパンロン協定に署名した」という。それが民族大同団結の精神で、「パン
 ロン会議以来の団結という伝統を、継承して守った」のが革命評議会であるという。軍事クー
 デターで登場した政権が、自らの立場に正統性を与えようとする姿勢が読み取れる。¹⁰⁾

他方で、国家の統一に有害とみなされる異論は許されなくなった。これには、検閲制度が大
 きな役割を果たした。1962年8月、情報省は印刷・出版社登録法を公布した。同法によって
 すべての印刷・出版業者が登録制となり、印刷物のコピー2部を出版物検閲委員会（Press
 Scrutiny Board）に提出することが求められた。この委員会には、発刊されるすべての本、定期
 刊行物、雑誌を検査し、流通を差し止める権利が与えられた。1970年、内務・宗教省が提示し
 たガイドラインには、検閲対象となる出版物として「国家の団結や統合を損なうもの」が含ま
 れている [Allott 1994: 7–10]。

革命評議会が1974年に新憲法を制定して形式的な「民政移管」を行うと、BSPPは唯一の合
 法政党となった。パンロン協定が署名された2月12日には、国家主導による記念式典が行われ、
 諸民族や諸団体の団結が強調された（写真1を参照）。しかし、その体制も、1988年に起こっ

10) これは、当時の文学界の潮流とも相関関係にあった。ビルマ文学研究者の南田によれば、60年代の
 ミャンマー文学界において、日本占領期関連小説は主要な潮流の一つであった。なかでも頻繁に扱わ
 れたテーマは、ビルマ軍将兵と少数民族であった。ビルマ軍主導の抗日戦を描くことによって、軍の
 対日協力を隠蔽し、軍こそが抗日の立役者であるという虚構が形成された。さらに、小説のなかで、
 現実には少なかった少数民族とビルマ軍との抗日共闘が誇張された。これについて、南田は「虚構に
 例外的に共闘を練り込むことは、読者に占領期の民族友好が現実多数存在したかの幻想を与える。
 それは『歴史を題材とした安易な虚構の、現実には及ぼす危険な反作用』にほかならない」と述べる [南
 田 2019: 53]。この流れを汲んで、70年代には軍の健闘を讃える「愛国小説」も派生した [南田 2020:
 31–32]。



写真1 国旗リレー

出所：Myanmar Ministry of Information [1982: 84]。

注：写真は、1982年2月2日、マグウェー管区マグウェー村で行われた国旗リレーの様子。国旗が全国の主要都市をめぐり、各地で記念式典が開催された。

た民主化デモ（8888 民主化運動）によって大きく揺らぐことになる。再び軍事クーデターによって1974年憲法が停止され、同年9月にSLORCが権力を掌握した。SLORC政権の誕生後、国家プロジェクトとしてミャンマー史の真相編纂委員会（以下、真相委員会と表記する）が編纂したのが、『^{クイン・インダナー・ルー・ミョウ・ミョウ}少数民族問題と1947年憲法』である [Kyaw Win *et al.* 1990]。

BSPPと同様、真相委員会の歴史記述も、問題の起源を英領植民地時代に見出す。『少数民族問題と1947年憲法』の第1巻では、第1章で1824年に発生した第一次英緬戦争から第二次世界大戦に至るまでの政治過程、第2章ではカレン州創設運動を扱い、独立交渉期ミャンマーの政治過程は第3章以降で描かれる。第2巻では、憲法制定議会で、1947年憲法がいかに策定されたのか解説される [ibid.]。

パンロン協定署名に至る一連の出来事は、第1巻の第3章から第5章で詳述される。まず同書の第1章では、イギリス植民地時代の分割統治政策が帝国主義の象徴として説明される。

シャン地域は、3回の英緬戦争を経て1886年に全面英領化されたのち、上ビルマ法令法（Upper Burma Laws Act）の第8条によって本土の統治から分離された。ラーショーに本部を置く「北部シャン諸州」とタウンジーに本部を置く「南部シャン諸州」のソーブワーたちは、それぞれ任命書によって権威や権力を認められ、さらに1889年のシャン州法で追認された。真相委員会は、「ミャンマー本土とシャン・ステートに、形態の異なる統治システムを導入することこそ、イギリス政府の分割統治主義であった」¹¹⁾と総括する。さらに、1922年にそれら南北シャン諸州を合わせて連合シャン諸州が設立されたときや、1937年にビルマ統治法によって印緬分離がなされたときも、シャン地域がミャンマー本土と統合されることはなかった、と分割統治政策を難じた [*ibid.*: 6–13, 32–81; UHRC 1999: 1–9, 21–56]。

分割統治に対する批判と対照的に、『少数民族問題と1947年憲法』は、少数民族たちによる独立運動への参加を高く評価する。それを裏付けるために、シャン青年活動家たちへのインタビューや彼らの回想録がたびたび参照された。

シャン青年活動家たちによる政治運動の始まりは、タウンジーにあったアメリカンバプティスト宣教師学校での仏教徒青年連盟の結成にあったとされる。同校出身者の一部はヤンゴン大学に進学し、1934年にシャン族シャン学生連盟を組織した。この指導者であったティンエーが、1938年にニャウンシュエでアリンヤウン図書館を設立した。そこを拠点に左翼系出版社ナガニーブッククラブの書物がシャン青年活動家たちに紹介されたといわれ、アジア・太平洋戦争が勃発すると、多くの若者たちが、対日協力組織であった東亜青年連盟のタウンジー支部に加わった。彼らはソーブワーたちによるシャン州の統治を、克服すべき「封建制」として位置づけて、戦後はアウンサン率いるビルマ族ナショナリストたちと連携し、1946年8月にシャン州自由連盟（ビルマ語略称ヤパラ）を結成した。

彼らの回想録が参照された背景には、パンロン会議に関する資料が不足しているという問題がある。はじめに述べたように、パンロン会議については大英図書館所蔵の英語史料がよく知られているが、そこからは協議の結果しか読み取ることができない。一方、ミャンマー側では、史料保存の不備や、閲覧に関する規制のせいで、パンロン会議に関する一次史料はほとんど見つかっていない。そのため、パンロン会議に関する政治史研究では、関係者たちへのインタビューや回想録が重宝されてきた。なかでも、パンロン会議に携わったシャン州活動家たちの著作や彼らに関する記事は比較的充実していて、真相委員会も積極的に利用している。

これらを用いて、真相委員会は、どのようにシャン青年活動家たちを位置づけたか。1947年1月、ミャンマー独立の行程を取り決めるためのロンドン会談が開催された。このときソーブ

11) ビルマ語原文で、ミャンマー本土とシャン・ステートは、それぞれ「バマー・ピー」、「シャン・ピー」と表現されている。「ピー」は、国／くにを表す単語である。他方、英語版は、「バマー・ピー」を Myanmar proper, 「シャン・ピー」を the Shan State と訳出している。

ワーたちは、アウンサン率いるミャンマー側代表団がシャンの立場を代表していない、とイギリスに対して異議申し立てを行った。シャン州自由連盟は、ソーブワーたちによる異議申し立てに反対し、ミャンマー側代表団の正当性をアピールした [Kyaw Win *et al.* 1990: 197-233]。さらに、翌月のパンロン会議中も、「民衆の意思」を表明するため、デモ行進を行ったという。

アウンサン将軍と^{タイインダー}少数民族代表たちの会合を応援するために、パンロン会議の日程中に、ヤバラが主催して大衆参加のデモを執行した。ヤバラの動員により、タウンジー、ニャウンシュエ、カロー、ヘホー、ピンダヤ、ヤッサウとロイコーから、シャン、インダー、ダヌ、パオ、タウンヨー、バマー、ゴラカーなどのあらゆる^{タイインダー}原住民族、学生たち、人民義勇軍のメンバーたち、商人たち、地元民たち、役人たち、そして村人たちをはじめとするすべての人民階級で構成される大衆が、約 60 台の車でパンロンへ足並みを揃えてやってきた。パンロン会議の開催に際して、会議の場所に到着すると、大衆はパンロン会議の議場を取り囲み、

完全独立をすぐに与えよ

シャンとミャンマーの山岳民族たちを統合させよ

シャンとミャンマーの友愛はいく久しく

帝国主義者はいらぬ

分割統治主義者もいらぬ

シャン州^{ビー}を今すぐに開放せよ

などと拳や腕を挙げて、シュプレヒコールをあげながら、民衆の意思を示した。[*ibid.*: 269-270]

引用部分については、後述するサンアウン著『団結武勲記』の 227 頁から 231 頁が参照されている。シャン州自由連盟は反帝国主義や反封建制を掲げる、少数民族側の政治運動とされる。同時に、シャン州自由連盟とビルマ族政治指導者たちの連携が強調された。こうして、少数民族側当事者の証言により、自ら主体的に連邦国家へ参加する少数民族像がつくられた。

公定史において、この少数民族像は非常に重要な意味を持っていた。なぜなら、真相委員会には、「8888 民主化運動」で揺らいだ政権の正統性を、学術的な側面から支持するという使命があったからである。そもそも、『少数民族問題と 1947 年憲法』の編纂は、国軍参謀総長かつ SLORC 議長であったソーマウンの要請によるものであった。彼は、歴史は現在につながる一貫性を持っているため、過去の過ちから教訓を学ばなければならない、と説いた。例えば 1988 年ミャンマー民主化デモは、1962 年の革命評議会の結成とそれに続く出来事から発生した。その革命評議会の結成も、1947 年憲法の弱点、とくに連邦離脱権が記された第 10 章の欠陥に起

因するものであったとした [ibid.: (3)–(5)]。

ソーマウンの問題提起によって、1989年5月25日に複数の歴史家たちが招集された。この場で歴史家たちに問題提起がなされたのち、31日に11名から構成される真相委員会がSLORCによって組織された。同委員会は、第二次世界大戦終結から現在に至る約半世紀の間に起こった出来事が、忘却や消失されないように記録することに決めたという。さらに、国家は過去の教訓に習うべきだとしたうえで、パンロン会議や1947年憲法の起草を経てミャンマーが独立した意義を強調する。にもかかわらず「現代ミャンマーに暮らす年配、壮年、青少年のタイインダー・ド国民たちから、次第に忘れられてしまったので、その部分をまず記録することが望まれる」とした [ibid.: (5)–(6)]。

こうした態度について、池田は「著者の政治的立場を反映してか、独立期のミャンマー民族側の政治行動が正当（正統）化されすぎるときらいがあり、護教的な色彩が強い論文」としてマウンマウン [Maung Maung 1989] を挙げ、真相委員会による研究をその系統に並べた [池田 2000: 39–40]。とりわけ英語抄訳版¹²⁾ について、「第二巻冒頭には現政権¹³⁾ の政治スローガンが印刷され、引用部分を除いて本文中の“Burma”, “Karen” の語が注意深く“Myanmar”, “Kayin” に置き換えられていることなどから、現政権の正当性を補強する歴史研究の性格を持たされ」ていて、「民族運動の展開において肝要な部分の記述や分析が欠落しており、基本的にはマウンマウンの論文と同様」だと指摘とする [同上論文: 111]。

BSPPと真相委員会は、国家の正統性を示すために、パンロン会議の歴史編纂を行った点で共通する。BSPPの『25回目の連邦記念日を祝して出版されたパンロン会議略史』は、パンロン会議を一つの事件史として扱った点では画期的だったが、少数民族側に関する具体的エピソードに欠く、あまりに観念的なものであった。これに対して、真相委員会は、少数民族自身の語りや回想を参照することで、主体的に連邦へ参加しようとする少数民族像を描き、パンロン会議を国民統合の象徴として位置づけることに成功した。この論証で用いられたシャン青年活動家たちは、二重の意味で重要であった。彼らはビルマ族政治家たちと連携した少数民族側の当事者であり、パンロン会議の貴重な証言者でもあったのである。

12) 『少数民族問題と1947年憲法』の英語抄訳版は、大学歴史研究センター (UHRC) による発刊となっている。同組織の起源は1955年に大統領府内で設置されたミャンマー歴史委員会に遡る。同委員会は文化省に移管されたのち、1972年にミャンマー歴史研究局へと改称された (1984年に教育省へ移管)。さらに、これと別に教育省内部に設置されたヤンゴン大学歴史学科の研究部門と1986年に合併して、大学歴史研究センター (正式改称は1991年) となった。その後、みたび文化省へ移管されて、現在は歴史研究局となっている。Department of Historical Research and National Library, Myanmar を参照。

13) ここでの「現政権」とは、SPDC 政権を指す。

III シャン州自由連盟関係者たちの著作

それでは、真相委員会が参照したシャン青年活動家たちは何者であり、彼らはいつ、いかなる理由で、何を語ったのだろうか。以降では、『少数民族問題と1947年憲法』が参照したサンアウン、オウンペー、ペーキン、そしてトゥンミンらの著作を紹介する。¹⁴⁾

『団結武勲記』を記したサンアウンは、パンロン会議に参加していたという元ミャンマーアリン紙記者である。最晩年のインタビューによれば、彼は、1924年にシャン州タウンジーで警官と教師をしている両親の間に生まれ、高校までシャン地域で教育を受けた。その後、マンダレー近郊のミンジャンで学業を続けながら、15歳で新聞記者として働き始めた。アジア・太平洋戦争が始まると、学校を退学し、本職の記者となった。終戦後は、シャン州自由連盟にも参加したが、自身の活動に制限が生じることを避けるために役職には就かなかった。以上の経緯から、パンロン会議にはミャンマーアリン紙の辺境地域特派員として参加しており、今日よく目にするパンロン会議の写真は、彼の撮影によるものだという（写真2を参照）。ミャンマー



写真2 演説をするアウンサン（中央）

出所：San Aung [1973: 234]。

注：第二次パンロン会議で、少数民族代表たちに語りかけている様子。

14) 同じくシャン出身の活動家としてパンロン協定の署名者を務めたリンケー・トゥンミンと区別するために、タウンジー・トゥンミンあるいは小トゥンミンと呼ばれている。本稿では分析できなかったが、BSPP情報部が作成した「パンロン会議を開催するために、反ファシスト人民自由連盟と民族が行った会合の記録」という内部文書も、パンロン会議の関連文献でしばしば参照される [Anonymous n.d.]。このなかに所収されているリンケー・トゥンミンの記述もまた、パンロン会議におけるシャン青年活動家たちとビルマ族ナショナリストの共闘関係を強調する。

が独立すると、報道を通じて親しくなったパオ族の代表として1956年まで国会議員を務めた。しかし、ミャンマー国軍によるクーデター後、自宅に軟禁された（2017年1月31日没）。¹⁵⁾

サンアウンによるパンロン会議の記述は、帝国主義批判を基底とした民族団結史であった。その弁によれば、ミャンマーの人々は60年以上、イギリスに支配され、帝国主義者による分割統治下にあった。パンロン協定は、分割統治を行ってきた帝国主義者への「死亡宣告」であったといい、2月12日に原住民族が初めて団結したとする。サンアウンは、これを独立記念日と同じくらい特別な日だ、と述べた〔San Aung 1973: 14-17, 233-246〕。

それまで、シャン青年活動家たちの政治運動は、ビルマ族ナショナリストが主導する独立運動の傍流とされ、質と量ともに十分な説明がなされてこなかった。例えば、本論IIで確認したように、BSPPによる少数民族の政治運動に関する説明は、観念的で具体性に欠いた。サンアウンは、シャン青年活動家たちを、初めて反英植民地闘争の中心的な担い手として描き直した。必然的に、そこで描かれた少数民族は、連邦への参加を切望する人々であった。

パンロン会議の歴史記述のなかでよく参照される、もう一つの文献に『パンロン調書』がある。著者のオウンペーは、先に紹介したトゥンミンたちとともに活動していた活動家の一人である。彼はもともと1946年3月の第一次パンロン会議終了後に結成された人民義勇軍のシャン支部に加わっており、戦後まもなくシャン州自由連盟に合流した。シャン州自由連盟幹部であったトゥンミンによれば、1947年1月末にシャン州自由連盟が官憲による立ち入り検査を受けた際にオウンペーは検挙されたため、パンロン会議には参加できなかった〔Htun Myint 2016: 263-264, 343-344〕。また、1948年にビルマ共産党がバサパラから除名された際、人民義勇軍から分裂した一部が赤軍を組織したのに呼応して、オウンペーもまたシャン州の人民義勇軍を離脱し、「虎軍」に参加したという〔Htun Myint 1991?: 187〕。彼は1962年の軍事クーデター後、シャン州政府に代わって設置されたシャン州指導部のメンバーになっている。

『パンロン調書』は、『少数民族問題と1947年憲法』が最もよく参照する文献である。パンロン会議にまつわる微細な情報まで言及し、管見の限り、1947年のパンロン会議に際してアウンサンと少数民族代表の交渉に亀裂があったことを記した最初の文献である〔Ohn Phe 1984: 442-450〕。しかし、その記述は散漫といわざるを得ず、歴史評価や著者自身に関する言及もほとんどない。

数少ない歴史評価は、あとがきから読み取ることができる。オウンペーは、ソープワーたちを「天翔ける馬」に喩えて批判し、革命評議会に対する賛辞を記している。その弁によると、馬が敵を攻撃するとき蹴る、噛む、突進するという3つの方法があるように、ソープワーたちも3つの武器を持っている。それは、君主制に基づく領地の統治権、民事と刑事を合わせた司

15) The scoop of the century/ Yazūtazūyè Dadīntūgou Yalai'du [世紀の特ダネを掴んだ人] [The Kite Tales 2016] を参照。

法権、仏塔祭という名目で賭博を開催したり、年2回の年貢を徴収する権利である〔*ibid.*: 495-496〕。さらに、ソーブワーたちが、シャン州政府に勤務する公務員の任命に大きな影響力を持つ点を「角」、恣意的な立法や司法を行える点を「翼」、国家公務員の人事にも介入できる点を「蹴爪」に喩えて、こうした権力の肥大化を食い止めたのが革命評議会だと述べた。

最後に、よく考えもせず、自分が生み出した連邦制を放棄したせいで、封建領主つまり悪霊のような天翔ける馬たちは、罰があたって死んだ。

はるか昔に興ったインワやコンバウン時代の忌まわしき遺産を、イギリス人たちが引き継いでしまったので、シャン州の封建制度はミャンマーの封建君主のように解消されなかった。イギリス人たちがさまざまな便宜を図ることで、大いに繁栄した。日本時代、「独立を獲得した」ビルマ人国家元首の時代、イギリス軍政の時代、イギリス人総督の時代などと時代だけは巡りめぐった。¹⁶⁾〔しかしながら〕シャンの封建制度が揺らぐことはなく、パンロン時代すなわち独立時代に全盛期を迎え、封建大領主たちが指させば、何でも水に変えられるくらい〔ありえないほど〕大きな権力を行使した。

ネーウィン將軍率いる革命評議会だけが、歴史の与える責務をうまく、そして十分に果たした、と覚えておかなければならない。〔*ibid.*: 497-498〕

ソーブワーはさまざまな権利を独占しており、彼らの支配から民衆は脱するべきだとオウンペーはいう。しかし、前近代以来の封建制は、英領植民地化以降も温存され、国民国家として独立しても解消されなかった。ゆえに、ソーブワーたちに引退を迫ったネーウインを高く評価した。

この評価は、オウンペー自身が62年クーデター後に設置されたシャン州指導部のメンバーであったことと、深く関係するだろう。総じてシャン州指導部のメンバーたちは、ソーブワーによる統治体制に否定的であったことが知られている。¹⁷⁾ オウンペーはソーブワー統治体制を

16) 「独立を獲得した」ビルマ人国家元首の時代は、日本がバモオを国家元首に任命して形式的な「独立」を付与した1943年8月からアジア・太平洋戦争末頃まで、イギリス軍政の時代はヤンゴンを奪還した英軍が軍政を敷いた1945年5月から10月まで、イギリス人総督の時代は、インドに疎開していた総督が民政を再開した1945年10月から独立までの期間を指す。

17) 一例として、シャン文字使用に関する、シャン州指導部の政策が挙げられる。伝統的に使用されてきたシャン文字(旧文字)は、実際の発音に対して、声調記号や母音記号が不足していた。同一の表記法で、発音が異なる複数の語を包含していたため、旧文字で書かれた文章を読むためには、文脈に応じた意味の類推が求められた。こうした状況に対して、1939年から一部のソーブワーたちが文字の近代化を図り、1948年に「虎頭文字(Tiger Head Script)」という名を冠する新文字を発明した。これは、音声と文字を一対一で対応させた点で優れており、現代シャン文字の基礎となっている。しかしながら、当時のシャン州指導部は、新文字の考案者がソーブワーたちであることを問題視して、教育現場での旧文字の使用を命じた。この政策は、虎頭文字を高く評価したシャン知識人たちの反発を呼び、彼らに新文字に基づく文字の作成を促した〔村上2002; Sai Kam Mong 2004: 289-308, 327〕。

批判し、シャン州とビルマ本土の統合や、ソープワー統治体制の廃止を正当化することによって、シャンの政治活動を独立闘争史のなかに位置づけた。

シャン州自由連盟のメンバーではないが、彼らと深い関わりを持ち、その立場から真相委員会に証言したのが、ペーキンである。ペーキンは、パンロン会議でバサバラとシャン青年ナショナリストとの仲介役を担った。ペーキンは、1912年にマンダレー管区ピョーブウェー郡スウェモン村で生まれた。小学4年生まで地元の学校に通ったのち、タウンジーにあったウエズリアンメソヂスト宣教師学校、マンダレーにあったアメリカンバプティスト系のケリーハイスクールを経て、1931年にヤンゴン大学に入学した。大学ではバゴ寮に寄宿していたことで、同じく寄宿生だったアウンサンと知己を得たという。1947年7月、アウンサン暗殺後に急きょ組閣されたウー・ヌ内閣で閣僚となるも、8月にはパキスタン大使に任命されている。その後は、タイ大使（フィリピン・カンボジア・ラオス兼務）、国連大使、アラブ連合共和国大使、ソ連大使（ポーランド・ルーマニア・チェコスロバキア兼務）、マレーシア大使、シンガポール大使等を歴任し、1971年に退職した [Pe Kin 1994: 1-2]。

ペーキンが、バサバラとシャン青年ナショナリストの交渉役に抜擢された直接的なきっかけは、1945年12月にピンマナーで結成されたバマー・ムスリム会議 (Bumar Muslim Congress) への参加にあった。「バマー・ムスリムのインド化」によって、ミャンマーに住むバマー・ムスリムたちは、インド人を差別的に指す「カラー」として分類されてきたといい、バマー・ムスリム会議こそ「真の現地ムスリム指導者たち」によって組織された全国会議であったとペーキンは述懐する。その会長はのちに行政参事会のメンバーとなり、アウンサンとともに暗殺されたラザクであった。ペーキンはバマー・ムスリム会議代表の一人として、1946年1月、バサバラ第1回全国大会に派遣された [ibid.: 18-19]。その際、ペーキンはバサバラから辺境地域の担当者になるよう勧誘を受け、2回のパンロン会議に参加した。

ペーキンは、自身の回想録『パンロンの内部事情』を出版している（ビルマ語版1990年、英語版1994年）。そのまえがきによると、ペーキンは長年にわたって、パンロン会議に関する執筆活動を英語で行ってきた。英字紙ワーキング・ピープルズ・デイリー¹⁸⁾に掲載されたものが、回想録の原案になっている。その書籍化にあたり、友人イェーガウン・マウン・マウン（本名チーセイン）が、まずビルマ語で出版するべきだと勧めた。そのため、1990年にイェーガウン・マウン・マウンの翻訳したビルマ語版が先に刊行され、1994年に英語版が刊行された。

ペーキンによる回想は、アウンサンによる国家統合を正統化するものであった。その冒頭で、ペーキンは自らが証言する目的について、以下のように説明する。

18) ワーキング・ピープルズ・デイリーは、1914年に刊行された雑誌の流れを汲む英字新聞であり、現在の国営新聞グローバル・ニューライト・オブ・ミャンマーの前身にあたる。

パンロン会議や、それによって誕生した歴史的協定について、すでにたくさんの方が書かれてきた。ソーマウン上級大将が1948年のミャンマー国家独立に先立つ政治的發展を詳細に調べるように呼びかけ、その目的のために高名な歴史家や学者たちから構成される委員会を任命した結果、最近、それに対する関心は再び高まっている。当然のことながら、そのいかなる研究においても、パンロン協定すなわち国家統一と独立の根幹部分は、明確な主題でなければならない。だからこそ、この素晴らしい出来事へ深く関わる誉れと幸運に恵まれたあらゆる人々が、会議の開催前に生じて、最終的な結果をもたらした運動や対抗運動について、いまだに覚えていることを思い出すことにより、上記の委員会を助けてやるのがよいだろう。[*ibid.*: 13]

ソーマウンが呼びかけた「高名な歴史家や学者たちから構成される委員会」とは、真相委員会のことだろう。

第1回パサパラ全国大会後、特にシャン州自由連盟のメンバーたちと積極的に交流していたペーキン¹は、アウンサンをパンロンへ連れて行った人物として有名である。彼は、独立交渉期の政治過程が、諸民族の統合に向かって、必ずしも予定調和的に進んだのではないと語る。その代表的事件として、ビルマ族に対して、一部少数民族代表たちの抱く誤解は解消困難だと判断したアウンサンが、ヤンゴンへの航空機を手配するよう自身に伝えたというエピソードを紹介する。しかしながら、交渉決裂の危機を聞きつけたシャン州自由連盟メンバーたちが中心になってデモ活動を行った結果、交渉決裂は回避されたとペーキンはいう。結果として、1947年2月11日に少数民族側が用意した最終案を元にパンロン協定の草稿が完成し、翌12日に署名が行われた [*ibid.*: 63-85]。ペーキンの回想にも、交渉の内実²に迫る記述が散見されるが、アウンサンがさまざまな困難に遭いながらも、諸民族の団結を勝ち取ったという結論に至る。

この記述を通じてペーキンは、自身を国民的英雄であるアウンサン³の補佐役として、またビルマ族ナショナリストとシャン青年活動家の調整役として描いた。本文中では、ペーキン本人がバマ⁴・ムスリムであったのか、明確な言及はない。しかし、ムスリム・コミュニティ出身者であるペーキンが、アウンサン⁵の補佐役や民族間の調整役を担ったというストーリーは、多民族国家の建設に貢献する「模範的なマイノリティ」のイメージを読者に想起させる。

以上3つの著作と内容を異にするのが、トゥンミンの2つのパンフレット『シャン州とソープワー』および『連邦内で平等なシャン州』である。1921年にタウンジー⁶で生まれたトゥンミンは、アメリカンバプティスト宣教師学校を経て、1940年にヤンゴン大学予科に入学した。その後直後に始まったアジア・太平洋戦争中に南方特別留学生として来日し、宮崎農林専門学校および京都帝国大学に留学している。終戦直後、他のシャン青年活動家と連携して、第一次パンロン会議に出席し、その後⁷にシャン州自由連盟を創設したメンバーの一人である [Htun Myint

2016: 著者紹介欄¹⁹⁾。1947年に開かれた制憲議会議員の一人として、1947年憲法制定にも携わった [Htun Myint 2013: 143]。戦後、政治活動家および文筆家として有名なタキン・コウドーフマイン率いる代表団の一員として、オーストリア・ウィーンで開催された世界平和評議会にも参加した。しかし、1962年の軍事クーデター勃発時に逮捕され、70年まで拘留生活を送った [Htun Myint 2016: 著者紹介欄]。²⁰⁾

1962年に当局から拘束されるまで、トゥンミンは連邦離脱問題の中心人物として、「本当の連邦制」の実現を掲げながら、1947年憲法の全面的な改正を要求した。一連の活動のなかで、彼は5つの小冊子『シャン州とソープワー』（1953年）、『シャン州は何処に』（1956年）、『分離合同問題』（1957年）、『シャン州の不满』（1957年）、『連邦内で平等なシャン州』（1961年）を出版している。これらはシャン州自由連盟の幹部当事者による貴重な証言としてミャンマー近現代史ではよく知られている。²¹⁾

サンアウン、オウンペー、ペーキンらとは異なり、トゥンミンにとってのパンロン会議は、国家統合を単純に美化するものではなかった。トゥンミンは1997年に没したが、生前に記した回想録が2016年にミャンマーで出版されている。²²⁾ トゥンミンが回想録を執筆した動機は、パンロン会議の情報が正確に伝わっていないことに、問題意識を持ったからだという。

シャン＝ミャンマー独立史において、最も大切な記憶の1つであるパンロン会議に関して発言することさえも正しくない。今になって、第一次パンロン会議と第二次パンロン会議などと、パンロン会議が2つあったことをはっきりいうようになったと知った。…（中略）…国民の団結について、「パンロンの精神」「パンロンの精神」と盛んに発言している。しかしながら、パンロンの精神というのが何かということ、彼らはしっかり理解していないようだ。…（中略）…以上の指導に基づき、学校では連邦記念日の前に言論大会と称し

19) 書籍のページ数が振られていない箇所については、以下、このように表記する。

20) 釈放後のトゥンミンは、タウンジーでタクシーの運転手をしていただようである [BBC News 2020]。

21) 現在では、これらをまとめたものが流通している。『シャン州は何処に』、『分離合同問題』、『シャン州の不满』、『連邦内で平等なシャン州』、タキン・チマウン著『シャンのことと連邦の将来』（1962年）、および付録として「諸州統一連盟本部の連盟規約」（1961年）、「オウンペー著『パンロン調書』の批評」（1984年）、1989年2月20日にトゥンミンがアウンサンスーチーに送った手紙を付したものが、1991年3月（発行年の明確な記載はなく、まえがきの署名から推測）に出版された。さらに、『シャン州とソープワー』、『シャン州は何処に』、『分離合同問題』、『シャン州の不满』、『連邦内で平等なシャン州』、1989年2月20日にトゥンミンがアウンサンスーチーに送った手紙をまとめたものが、2013年にネーリー出版から刊行された [Htun Myint 1991?; 2013]。現在、筆者は『シャン州とソープワー』、『シャン州は何処に』、『連邦内で平等なシャン州』の原本を確認している（いずれもビルマ語）。シャン史の研究者で、複数のシャン州自由連盟関係者と面識があったサイカムモン氏によれば、トゥンミンはダヌ族、ティンエーはインダー族の出身であり、ともにビルマ語を第一言語としていた（2019年12月30日、ヤンゴン大学での聞き取りに基づく）。

22) 著者まえがきには、「1987年2月15日」との記載あり。

て、学校の先生たちが演説を行うのを目にする。…（中略）…しかしながら、演説者たちがパンロン協定を読んだことがあるだろうか。パンロン協定の意味を理解しているのだろうか、と私は疑念を抱いている。[*ibid.*: 26-27]

とりわけ、自身が設立に携わったシャン州自由連盟について、取材が不十分だと訴えた。

パンロン会議に際して、パンロン協定の実現に向けて取り組んだ主要メンバーの多くは、ヤパラと呼ばれるシャン州自由連盟の幹部たちであった。…（中略）…ヤパラを最初に開設した者たちの一人として、私も参加していた。ヤパラ幹部たちの多くは亡くなってしまった。残っている者たちは、10本の指にも満たないだろう。タウンジー在住で、今日まで存命であるヤパラ役員たちは4、5人程度しかいない。シャン州政治史を編纂するといつて、パンロン会議のこと、ヤパラのことを質問したそうだと。BSPPは、我われ旧ヤパラ幹部の誰に質問することもなく、ヤパラとさほど関わりの深くない人物たちにインタビューした、と私は知っている。[*ibid.*: 28-29]

具体的な書名には言及していないが、BSPPによる歴史記述とは、先述の『25回目の連邦記念日を祝して出版されたパンロン会議略史』だと推察される。回想録の執筆動機は、BSPPによるパンロン会議の歴史記述に対する異議の表明にあった。

『少数民族問題と1947年憲法』で参照されたパンロン会議当事者たちは、サンアウンが1924年生まれ、オウンペーが不明、ペーキンが1912年生まれ、トゥンミンが1921年生まれであり、ペーキン以外はシャン州自由連盟の参加者である。サンアウンの『団結武勲記』は、シャン青年活動家たちを記述することで、ミャンマー独立運動の担い手としてシャンを評価した。オウンペーの『パンロン調書』は、ソープワー制を批判し、シャン州と本土との統合を正当化することによって、ミャンマー独立闘争史のなかでシャンを定置した。ペーキンは『パンロンの内部事情』のなかで、シャン州自由連盟との交渉過程や、2回のパンロン会議中に著者自身の周りで起こった出来事を描いた。独立の父アウンサンを称賛することで、その指揮下にあったペーキン自身も国民統合の立役者として位置づけられている。こうしてみると、検閲体制下で出版されたトゥンミン以外の3名による著作は、いずれも民族団結史像と親和性の高い語りであった。

IV トウンミンと「本当の連邦制」

しかし、検閲の時代よりも前にパンロン会議を語ったトゥンミンには、他のシャン州自由連

盟関係者とは明らかに異なる目的があった。本章では、トゥンミンの1950年代における主張を分析すると同時に、それが『少数民族問題と1947年憲法』のなかでどのように解釈されたのかを検討する。真相委員会が参考文献として挙げる彼の著作は、『シャン州とソープワー』および『連邦内で平等なシャン州』であるが、他3冊のパンフレットも併せて検討してみたい。²³⁾

IV-1 ソープワーによる統治に対する異議表明

独立後、シャン連合州はシャン州としてミャンマー連邦の一部となったが、ソープワーが州内にある各藩王国を実質的に統治し続けた。だが、平民出身の政治活動家たちの登場、社会主義思想の浸透、インドにおける藩王国の廃止という社会情勢の下で、ソープワーによる統治体制は「封建的」とされ、批判されるようになった。

このとき、トゥンミンはパンフレット『シャン州とソープワー』で、ソープワー制の廃止を訴えた。トゥンミンは、ミャンマーの完全植民地化からアジア・太平洋戦争までの60年にわたって、シャン州人民の経済、教育、健康などの分野は低開発状態であったと訴えた。トゥンミンの語りによれば、イギリス人たちとソープワーたちは癒着して、シャン州の人民を押さえつけてきた。例えば、ソープワーたちは、税収の15%を自らの俸給として私物化してきた。さらに、仏塔祭を頻繁に開催し、そこで行われる博打に賭博税をかけて暴利を貪ってきた。そして、「帝国主義を振りかざす封建領主たちは、賭博、ヘロイン、酒によってシャンの青年たちを蝕み、自分たちに反抗しようとする気持ちを惑わしてきた」とソープワーたちの統治体制を難じた [Htun Myint 1953: 14-18]。

大きな転機はアジア・太平洋戦争中に訪れた、とトゥンミンはいう。日本の南方方面軍が現地における大衆動員政策として組織した東亜青年連盟に、政治に目覚めたシャン青年層が加盟した。そのメンバーたちは、後にシャン州自由連盟を設立し、シャン州人民義勇軍とともに1946年のゼネラルストライキに加わって、ビルマ族たちと連携した [ibid.: 21-31]。パンロン会議は、一連の活動の一つとして、以下のように語られている。

ヤパラの結党や、シャンおよびバマー人民の活動によって、第二次パンロン会議はその姿を変えた。帝国主義を振りかざす封建領主たちの思惑に反対して、パンロン協定ができた。〔しかし、〕帝国主義者と封建的^{ビ-}首長たちは、シャン州を〔ビルマ連邦から〕分離させることを望んでいた。[ibid.: 21]

23) なぜ『シャン州は何処に』(1956年)、『分離合同問題』(1957年)、『シャン州の不满』(1957年)が、真相委員会に参照されなかったのかは判然としないが、後述するように、既存の体制への批判が受け入れられなかったと推察される。

このように、アジア・太平洋戦争期のシャン青年活動家たちとビルマ族ナショナリストたちの協力関係を強調することで、前者がビルマ独立に果たした役割を評価した。さらに、ソープワーたちの権力を抑制する必要があると述べ、その方法として、ソープワー制を完全に廃止してしまう、ソープワーたちに適切な年金を支払って退位してもらう、もしくは立憲君主制を実現することを提案した [ibid.: 51-53]。

克服すべき封建制=ソープワー統治体制という位置づけは、前述のオウンペーとも共通する。しかし、トゥンミンは1984年、『パンロン調書』への厳しい批評を記している。そのなかで、彼は『パンロン調書』の論旨が不明瞭であること、関係者へのインタビューが不十分であることを強く批判する。特にトゥンミンにとって我慢ならなかったのが、シャン州自由連盟をめぐる記述であった。

シャン州青年連盟を、戦後のシャン州^{ビー}における政治活動の一つとして、オウンペー氏は認めていないようである… (中略) …アメリカンバプティスト宣教師学校やニャウンシュエ・サッカー大会のこと、ミャマラー協会、ミャディター協会のことなどをセンサーショナルに記しているが、シャン州青年連盟については口を閉ざす。[Htun Myint 1991?: 186]

このように述べたうえで、トゥンミンは『パンロン調書』の誤りを列挙する。

例えば、シャン州自由連盟が1946年9月に開設されたという『パンロン調書』の記述を、トゥンミンは否定する。トゥンミンによれば、1946年3月の第一次パンロン会議後、大衆を組織化するという目標のもと、タウンジーで人民図書館幹部たちと協議して、シャン州青年連盟を4月中に結成した。しかし、2カ月ほど経った頃、シャン州青年連盟の指導者であったティンエーが、ソープワー子弟学校校長に任命され、政治活動から距離を取るようになった。このとき、教員が多数を占めていた青年連盟幹部たちは、ティンエーとともに組織を去った。そこで、専従役員として残ったトゥンミンとサンペが、1946年8月、シャン州自由連盟に組織を改めたという [ibid.]。

さらに、『パンロン調書』に序文やまえがきがないことも理解し難い、とトゥンミンはいう。前述したように、オウンペーはもともとシャンの人民義勇軍を率いていた人物で、後にシャン州自由連盟に合流した。しかし、シャン州自由連盟や人民義勇軍と決別した著者自身の立場について、『パンロン調書』から読み取ることができないと指摘する [ibid.: 182, 187]。

ソープワー統治体制を打倒すべき「封建制」と位置づけた点で、トゥンミンは他のシャン州自由連盟関係者たちと共通していた。サンアウンは、ソープワーをイギリス植民地行政官と同列に語り、その対抗勢力としてシャン州自由連盟を位置づけた。オウンペーは、シャン州の封

建制が独立後も温存されたとして、ソープワーに廃位を迫った革命評議会を高く評価した。それでは、トゥンミンはパンロン会議の記述を通じて、何を語りたかったのだろう。

IV-2 「大ビルマ族主義」に対する批判

注目すべきは、トゥンミンの連邦制をめぐる議論である。先述したように、1950年代のシャン州には、中緬国境から国民党軍が侵入した。これに対処するため、東部に国軍が派遣された。そのため治安が悪化し、1952年にはシャン州に戒厳令が敷かれた。州の統治能力が失われ、安全保障への不安が高まるなかで生じたのが「本当の連邦制」を求める運動であった。この運動の指導者が、トゥンミンであった。

統治体制に対する不満を表現する際、彼はたびたび「大ビルマ族主義」という言葉を用いた。1956年の『シャン州は何処に』では、パサパラ政府はソープワー制を維持しながらシャン州を朝貢国にしようとしているとトゥンミンは述べた。そしてシャン州とミャンマー本土の間にある格差を列挙し、シャンがいまだに発展途上であると指摘した。その主張によれば、シャンに残る封建制と同様、大ビルマ族主義もまたシャン人民を押さえつけてきた。ゆえに、シャン州は自治権が侵害されていると述べ、管区と州の財政上の不均衡を例に挙げた [Htun Myint 1956: 62-72]。²⁴⁾

トゥンミンが「大ビルマ族主義」という言葉を用いたのにはどのような事情があったのか。これについて、シャンをとりまく環境を解説したのが『シャン州の不满』と『分離合同問題』（ともに1957年）である。『シャン州の不满』は、1957年9月29日にヤンゴン市庁舎で開催された全民族連絡相談会議で、シャン州代表としてトゥンミンが語った内容が元になっている [Htun Myint 2013: 116]。そのなかで、彼は政治・経済の観点からシャン州がいかに不平等な立場に置かれているかを述べ、中央政府に対してシャン州の自治権を尊重するように訴えた。

政治に関して、トゥンミンは3つの問題を指摘する。第1は、民族院が相対的に軽視されている現状である。1947年憲法は国会に関して、人民院（下院）と民族院（上院）から成る二院制を定めていた。トゥンミンによれば、人民院は人口比率に基づいて議員を選出するので、ビルマ族が常に多数派の地位を占めてしまい、少数意見を守ることができない。だから、少数民族たちの権利を保護するために、民族院を設置しているのである。にもかかわらず、1947年憲法は、シャン州に割り当てられた25名の民族院議員に関して、ソープワーから選出されると規定している。そのため、シャン州は本当の人民代表を選出することができない。同時に、ソ-

24) さらに、『シャン州は何処に』では、トゥンミンはビルマとシャンの協力のもとで3つの課題を挙げた。それは中国国民党を討伐すること、第三次世界大戦を防ぐこと、世界各国の人々と協力することであった。シャン州の敵は封建制と帝国主義であり、社会主義を前提としながら、ビルマとシャンの人民は発展に向けて団結しなければならないと説いた [Htun Myint 1956: 43]。

ブワーたちは人民院議員になる資格を有さないの、彼ら自身も民主的権利を喪失している。²⁵⁾ 第2にトゥンミンが批判するのは、州知事の任命方法である。1947年憲法では首相が州知事の任命権を持っているため、首相の意に沿わない人物を承認しなかったり、意見の対立が生じたら解任することができる。²⁶⁾ 加えて、第3の問題として、州議会においてパサパラ党員やそのシンパが勢力の拡大を目指しているといい、これはビルマ側の干渉ではないかと疑問を投げかける [ibid.: 121-124]。²⁷⁾ 以上によって、シャン州では民主主義が確立していないと主張した。

トゥンミンの問題意識は、地方と中央の経済的格差にも向けられた。彼は、シャン州が鉱物資源、森林資源、農業資源に恵まれた土地であるにもかかわらず、鉱物の採掘権や森林資源の伐採権を中央政府が独占している、と批判する。住民の8割が従事している農業に関しても、中央政府の態度には大きな問題があるという。中央政府はビルマ＝イスラエル経済協定を結んだ。このとき、政府は現地住民の合意を得ずに、シャン州の土地100万エーカーの耕作権をイスラエル資本家に与えた。この経済協力協定をめぐって、シャン州の学生や労働者、農民たちは抗議活動を行った。しかし、中央政府がこれを無視して、強引に計画を進めていることを、州政への干渉だと非難している [ibid.: 130-136]。

同時に、中央と地方の格差が如実に表れる例として、トゥンミンは中央政府から州政府に支払われる「補助金」を挙げる。独立以前、中央政府から連合シャン諸州政府への資金提供は、義務と権利の関係に基づいていた。しかし、独立に際して、中央政府からシャン州に与えられる予算は、「補助金」という用語に変えられてしまった。トゥンミンによれば、中央政府から州政府に対する補助金は不足しており、税が人口に基づいて使われていない。このため州政府は赤字会計を強いられている [ibid.: 136-141]。

ただし、トゥンミンは連邦制そのものを否定していたのではない。シャンは独立国家を建国しようのかという点について、『分離合同問題』のなかで、彼は以下のように述べている。

25) 1947年憲法の154条第1項は、シャン州を代表する国会議員全員が、シャン州議会を構成すると定めていた。さらに第2項は、民族院議員をソープワーたちのなかから選出する、ソープワーたちは人民院議員になる資格を有しないと定めていた。

26) この背景として、バンロン会議の署名者も務めたリンケー・トゥンミンが、シャン州知事に就任できなかったことをトゥンミンは挙げる [Htun Myint 2013: 123]。バンロン会議ののち、初の州知事であったサントゥンは、1947年7月にアウンサンらとともに暗殺された。その後任には、モーメイ・ソープワーであったクンチョーと、リンケー・トゥンミンが候補として挙げられた。シャン青年活動家たちを中心にリンケー・トゥンミンが支持を集めたが、ソープワーたちとの関係を重視したウー・ヌ首相の介入によってクンチョーがシャン州知事に任命された [Sanda 2017: 82-87]。

27) ビルマ側からの干渉として特にトゥンミンが問題視したのが、1952年戒厳令以降のシャン州の政情である。中央政府は中国国民党への対処を口実にして、戦闘偵察部隊による不法行為など、我われが望まない干渉を行ったとする [Htun Myint 2013: 124-125]。

1. シャン^{タイインダー・ミャー}原住民族たちは極めて安定的な1つの民族である。
2. 多くの人々が用いる共通言語がある。
3. ひとまとまりの地理・水・土地がある。
4. 自然資源に恵まれており、経済的に豊かで安定した状態にある。
5. 共通の文化や習俗を持つ。

などの^{ルミョウ}民族としての条件を満たしており、独立国家を建国しうる状況にある。

〔しかし、〕いかなる方法でも連邦から離脱して独立国家を打ち立てよ、と主張はしない。

[*ibid.*: 99–100]

シャン州自由連盟は以上をパンロン会議の頃から訴えてきた、とトゥンミンはいう。1947年初頭のシャン州自由連盟では、「コーミン・コーチン」²⁸⁾をめぐって、シャンは独立してシャン共和国になりうるとするトゥンパー派と、シャンは個別の国にはなりえないとするバサン派の対立が生じた。そのため、同年1月13日、意見を集約するべくシャン青年活動家たちが招集された。当時の様子について、どのシャン青年活動家たちも、心情的にはミャンマーと合併したいが、現実問題としてはミャンマーの1州になるべきではないと考えていた、とトゥンミンは述懐している。ゆえに連邦に参加するための方便として、民族自決権と連邦離脱権を一緒に要求することが考案された。「シャン州^ビとしては十分な民族自決権がなければならず、のちに連邦離脱の必要が生じたら離脱できる権利がなければならないというものであった。これこそ、パンロン協定の根幹として、のちにシャン州^ビが提起した連邦問題の基本である」とトゥンミンは語る [Htun Myint 2016: 331–336]。

さらに、『分離合同問題』や回想録のなかで、トゥンミンは1947年2月5日に出されたシャン州自由連盟の宣言文「ビルマ州と合同して独立を獲得しよう」を引用して、パンロン会議への原点回帰を促した。それによれば、パンロン会議に際して、シャン州自由連盟は以下3つの方針を取り決めたという。

1. シャン州^ビが帝国主義者の影響から脱したら、個別権力を有する主権国家の一つとして、確固たる存在になりうると信じている。
2. シャン州^ビ現勢力の状況は、帝国主義者を駆逐するには足りないと思われる。だから、シャン州^ビとミャンマー州^ビがまだ独立を達成していない期間は、ミャンマー本土と連合

28) 通常、コーミン・コーチンは「独立独歩」と訳される。その原義は、「我が王、我が種族」であり、1933年のタキン・バ・タウンによる用例が初出とされ、36年に初めてその意味が定義された。もともとコーミン・コーチンは、復古主義に基づきながら、独立を求めるために使われた。しかし、1930年代にタキン党の左傾化に伴って、「ビルマ民族・ビルマ文化中心主義と、外来の社会主義との融合の試みを象徴する語句」に転じた [根本 1990]。

する必要がある。帝国主義を徹底的に攻撃するに際して、シャン、バマー、チン、ジンポー、カインなどの原住民^{タイインダー・ミャー}たちが、分裂することなく一致団結して共闘することで、^{ビ-}シャン州と^{ビ-}ミャンマー州は独立できると信じている。

3. 独立後に両国家の勢力が大きくなるよう、来る憲法制定議会において、少数民族たちや彼らの住む諸地域のために、自由なバマーと自由なシャン、チン、ジンポー、カインなどの民族が互いに協議を行って互いの平等な権利、つまり安定的、恒久的契約や内務の自治権を含み、必要に応じて連邦から離脱できる権利も与えるならば、その統治規則に基づきミャンマー本土と合併して暮らすという意向がある。[Htun Myint 2013: 104-105; 2016: 346]

パンロン会議に際して、このシャン州自由連盟の主張がソープワーやチン、カチンの代表たちに受け入れられた [Htun Myint 2013: 105]。これこそ、トゥンミンにとって立ち返るべきパンロン会議の約束であった。

一方で、検閲体制下で出版されたオウンペー、サンアウン、ペーキンたちの著作は、シャン州自由連盟内部の議論には立ち入らない。例えば、オウンペー著『パンロン調書』の417頁から418頁には、「ビルマ州に対する我われの意向」として、「ビルマ州と合同して独立を獲得しよう」が採録されている。しかし、トゥンミンが語ったコーミン・コーチンの議論が抜け落ちているため、なぜ彼らがこの決議を行ったのかは判然としない。

国軍の意向が働いた歴史記述では、この傾向がさらに顕著となる。『少数民族問題と1947年憲法』は、トゥンミンの著作ではなく、オウンペーの『パンロン調書』から「ビルマ州と合同して独立を獲得しよう」を直接引用する [Kyaw Win *et al.* 1990: 251-252]。²⁹⁾ だが、ここでも、シャン州自由連盟内部の「コーミン・コーチン」をめぐる議論に関する説明は省略され、シャン州自由連盟の要求に関する大枠も示されない。そのため、シャン州自由連盟が「ビルマ州と合同して独立を獲得しよう」を決議した文脈は隠されてしまう。

では、この脱落にはどのような意味があったのだろうか。『少数民族問題と1947年憲法』は、シャン州自由連盟を以下のように説明する。

パサパラの第1回全国大会に出席したペーキン、ティンエー、トゥンミン（ヘホー）³⁰⁾

29) ただし、オウンペーや真相委員会の記述では、3. について、「独立後に両国家の勢力が大きくなるようにミャンマー本土と合併すること、つまり来る憲法制定議会において、少数民族たちや彼らの住む諸地域のために、独立ビルマと独立シャン、チン、ジンポー、カインなどの民族が互いに協議を行って互いの平等な権利、つまり安定的・恒久的契約や内務の自治権を含み、必要に応じて連邦から離脱できる権利も与えるならば、その統治規則に基づきミャンマー本土と合併して暮らすという意向がある」となっている [Kyaw Win *et al.* 1990: 251-252; Ohn Phe 1984: 417-418]。

30) 「タウンジー」の誤記か。

その他のシャン青年指導者たちは会議の閉会時に、パサパラ中央幹事会のメンバーらとシャン州の将来に関する協議を行った。その後、パサパラ本部で辺境地域部門を開設して、シャン州に通じているパーキンに対してその責任者としての任を与えた。パーキンはその責務を預かるとすぐに、優先的な任務としてタウンジーへ赴いて、ティンエーやその仲間たちと協議し、〔シャン連合州では〕史上初の政治結社であるシャン州自由連盟が登場することとなった。その目的はイギリス植民地体制からの解放と、ソープワールによる封建制からの脱却である。本土と合併して、独立を獲得した際には、

- (1) 連邦制に基づき合併する
- (2) 権利について〔他の地域と〕同じ水準である
- (3) シャン州^{ビー}に対して完全自治権を与える
- (4) 必要ならば、時期を選ばずに連邦から離脱する権利を与える。

という目標でヤパラは組織活動を行った。そのため、本土と合併して一致団結しながら独立を獲得しようという点で、パサパラとヤパラの意見は一致していた。どのような形で合併するのかという点についても、^{タイシンダー}原住民たち^{タイシンダー}の意見に寄り添いながら〔新しい国家を〕建設していくとパサパラは述べた。ヤパラもまた本土との合併を決議したので、大団結としての連邦が誕生する道が開かれた。[*ibid.*: 148-149]

シャン州自由連盟（ヤパラ）の活動目標（1）から（4）に関して、真相委員会は、トゥンミンのパンフレット『連邦内で平等なシャン州』の55頁から56頁を参照する。しかし、連邦制に関する詳細な検討を経ずに、「パサパラとヤパラの意見は一致していた」と結論づける。こうして、ビルマ族ナショナリストたちとシャン州自由連盟メンバーたちが連邦国家の樹立に賛同した、という極端な単純化がなされた。

IV-3 「本当の連邦制」を求めて

このように、トゥンミンがパンロン会議を語った文脈は、BSPPや真相委員会、それが参照したサンアウン、オウンペー、パーキンたちの文脈とは明らかに異なる。パンロン会議への原点回帰を促すことで、トゥンミンは具体的に何を訴えたかったのか。

独立から10年を迎えて、少数民族を中心に1947年憲法の改正機運が高まった。このとき、シャン州の自治権拡大を図るという目的で、憲法改正を訴えたのが『連邦内で平等なシャン州』（1961年）である。このパンフレットは、もともと1960年12月6日から18日にかけて「我われが必要とする連邦制度」というタイトルで、ボーダタウン紙³¹⁾に連載された内容を再編集し

31) ボーダタウン紙は、政治活動家兼作家であったティンペーミンが1958年に立ち上げた、左派系のビルマ語新聞である。

たものである [Kyaw Win 2016a: 58]。

そのなかで、トゥンミンはシャンの不满と大ビルマ族主義が、連邦制の障害であると指摘し、「本当の連邦制」の実現を訴えた。トゥンミンは世界の政治制度を比較し、連邦制の定義を試みる。その弁によれば、世界の政治制度には、君主制と独裁制、民主制と権威主義体制がある。民主主義というのは選挙で信任を受けた政府が、国民の監視を受けることである。これは東の民主主義と西の民主主義に大別される。他にも、連邦制国家と単一国家という区別がある。なかでも連邦制の場合、中央と州の権利は明確に区別されている。国によって連邦制を敷く事情はそれぞれ異なるが、どのような場合も州同士は対等関係にあるとされる [Htun Myint 1961: 17-20]。

トゥンミンは、連邦制では、中央政府と州政府が適切に権力を分配することが重要だと述べ、世界の連邦制を3つの類型に分けた。第1は連邦制度が強いタイプ（スイス、アメリカ、オーストリア）、第2は連邦制度が弱いタイプ（ミャンマー）、第3は共産党のような別の権力が中央政府および州政府を指導するタイプ（ソ連、ユーゴスラヴィア）である。いずれの類型においても、州政府の内政には干渉できないはずだが、権利が十分に保障されていないと、属国や属州に成り下がってしまう。中央と地方の関係が上下関係で規定される単一国家体制は、もとよりミャンマーには不相応であるが、連邦、国家、州という三層から構成され、各国家に外交権もあるようなソビエト連邦型の連邦制はミャンマーでは期待できない。ゆえに、アメリカとスイスをモデルにすべきであるとした [*ibid.*: 21-23, 28-31]。

しかし、名ばかりの連邦制を謳うミャンマーでは、事実上、単一国家の制度が採られており、これをトゥンミンは「おたまじゃくしから、カエルへ変わる途中」のような制度だと批判する。その証左として1947年憲法の欠点、つまりビルマ州だけが規定されていないこと、上院に下院を統率する権限がないために州の自治権が保障されていないこと、中央政府と州政府に預ける権利の棲み分けがなされていないこと、連邦政府の下に州政府が位置づけられていること、各州に対する税の分配が不平等であることを挙げた [*ibid.*: 52-72]。

そして、自分たちが望む連邦制として9つの条件を出した。

1. ミャンマー連邦共和国は、
 - (1) ビルマ州、(2) シャン州、(3) カチン州、(4) カレン州、(5) カヤー州、(6) チン州、(7) ヤカイン州、(8) モン州を包摂する。
2. これら諸州は対等な立場にあり、中央の連邦政府に預けた権利を除いて、完全なる主権を有する共和国である。(スイス連邦とアメリカ合衆国のように)
3. 各州は、それぞれ個別の基本法、司法を行使する機関、行政府を有する。
4. 連邦議会は、人民院と民族院の二院から構成される。人民院は人口に基づいて選出し、

民族院に対しては、各州から平等な数の代表を派遣する。

5. 二院が共同開催する会議から、連邦政府内閣や大統領を選出する。行政府の形態はスイス政府といくぶん類似するだろう。ただし、ミャンマー連邦政府は、議会に対して責任を負う。内閣の大臣たちは、議会の議員でなければならない。
6. 以下の部局を、連邦政府の省庁として規定する。
 - (1) 外交, (2) 防衛, (3) 紙幣および貨幣の発行, (4) 文通と電信, (5) 鉄道と航空, (6) 港湾税の徴収, (7) 連邦財政, (8) 連邦司法
7. すべての州は「Complete Autonomy」、つまり完全自治権を有する。各州はお互いに、あるいは連邦政府もまた、州の内政問題に干渉する権利を持たない。州行政の首長を、州知事と呼ぶこととする。
8. 各州は、連邦から離脱できる権利を有する。
9. スイス連邦のように、連邦の常備軍を置くか否かは、慎重に検討する。[*ibid.*: 70-72]

以上が、トゥンミンの目指す連邦制であり、パンロン会議の約束を守るためには、憲法改正が必要だと訴えた。

ミャンマー独立時の国会議員を務めていたトゥンミンには、少数民族の待遇改善を求める使命があった。ソープワー統治体制の改革を求める活動から、彼の焦点は連邦運動へと移った。たしかにトゥンミンのパンフレットでは、随所で帝国主義批判や民族間の友好促進が説かれている。だが、『シャン州とソープワー』を除けば、一連の著作は民族州間の平等実現により重点が置かれていた。シャン州には、シャンだけではなく、ビルマ、カチン、パオ、パラウンなど多様な民族が暮らす。このシャン州は、ミャンマー本土と平等でなければならない。しかし、「大ビルマ族主義」のために地方分権が不徹底だといい、「本当の連邦制」の実現を掲げて、憲法改正を訴えるに至った。民族間の平等を訴えるためにパンロン会議を語る姿は、冒頭で紹介したトゥンエーにも重なる。

一方、軍事政権の下で「国軍はフェデラル連邦制³²⁾ 要求をいわば『悪者』にして、政権奪取を正当化した。国軍が中枢を担う政府はそれ以降『フェデラル』という概念を、連邦分裂をもたらす危険思想だとみなした [五十嵐 2015: 162]。本論IIで述べたように、真相委員会は『少数民族問題と1947年憲法』のなかで、トゥンミンの『連邦内で平等なシャン州』を引用して、シャン州自由連盟の主張を紹介する。だが、シャン州自由連盟がコーミン・コーチンをめぐって行った協議から、連邦離脱権が発案されたことには一切触れない。従って、1947年憲法

32) 「連邦」を指す単語として、ミャンマーではビルマ語「ピータウンズ」、英語「ユニオン」が用いられる。しかし、「本当の連邦制」を求める立場では、従来の連邦制との違いを強調するために、英語の「フェデラル」やそれをビルマ語に借用した「フェデレー」という単語が好まれる傾向にある。

の成立過程を描くという目的にもかかわらず、同憲法最大の特徴であるはずの連邦離脱権が盛り込まれた経緯は、説明が省略されている。真相委員会は、検閲規定の「国家の団結や統合を損なうもの」に深入りするのを避けるため、トゥンミンがパンロン会議を語った文脈を隠したのだろうか。³³⁾

おわりに

軍事政権は、クーデターによって登場した経緯から、常に支配の正統性を必要とした。この正統性を訴えるため、利用可能だったのが、パンロン会議であった。国軍の視点からすると、パンロン会議は、分割統治によって分断された国民が再び団結した証である。にもかかわらず、議会政治によって国民の団結は失われた。だから、国軍が「パンロンの精神」を再び取り戻さなければならない。こうしたイデオロギーが、歴史表象として表れた好例が、『25回目の連邦記念日を祝して出版されたパンロン会議略史』であった。

これに対して、SLORCの指示で歴史編纂を行った真相委員会は、当事者たちの語りを参照することで、より実証的な歴史を描いた。少数民族とビルマ族の共闘関係を強調するだけでなく、国家統一に肯定的なシャン州自由連盟関係者たちの証言を集めることで、ミャンマー連邦へ主体的に参加しようとする少数民族像をつくり上げた。

このとき、シャン州自由連盟の政治運動は、極端に単純化して解釈された。国軍統治体制下におけるパンロン会議の歴史記述は、トゥンミンが連邦国家への参加を望んだという部分だけを切り出し、語りの目的、時代背景、具体的な主張を削ぎ落とした。こうして、民族融和を謳う一方で、トゥンミンの基本的主張は無視しながら、国軍支配を正統化する民族団結史像が形成されたのである。

謝 辞

本論稿は2018年12月2日、東南アジア学会第100回研究大会において発表したものが基本となっている。発表の際、貴重な助言をくださった方々、および2名の匿名査読者に厚くお礼申し上げる。また、本研究の一部は、松下幸之助国際スカラシップの助成を受けたものである。ここに記して感謝の意を表す。

参 考 文 献

邦語

五十嵐 誠. 2015. 「第6章 少数民族と国内和平」『ポスト軍政のミャンマー——改革の実像』工藤年博

33) SLORC 政権が掲げ、1991年から刊行本の冒頭に必ず掲載されてきたスローガン「我らの責務三カ条」は、「国家の分裂阻止、団結の分裂阻止、主権の死守」を謳っていた。

- (編), 157-182 ページ所収. 千葉：アジア経済研究所.
- 池田一人. 2000. 「ビルマ独立期におけるカレン民族運動——“a separate state”をめぐる政治」『アジア・アフリカ言語文化研究』60: 37-111.
- . 2017. 「ミャンマーにおけるカレン民族問題の起源とタキン史観に関する覚書き」『EX ORIENTE』(大阪大学言語社会学会) 24: 27-61.
- 伊野憲治. 2018. 『ミャンマー民主化運動——学生たちの苦悩, アウンサンスーチーの理想, 民のこころ』東京：めこん.
- 伊東利勝. 1989. 「ビルマ式社会主義体制下に於ける国史学研究の実情」『アジア・アフリカ言語文化研究所通信』65: 1-11.
- 南田みどり. 2019. 「虚構による史実再編の時代——ビルマ60年代文学に見る日本占領期」『世界文学』129: 47-55.
- . 2020. 「虚構による史実再編のゆくえ——70年代ビルマの日本占領期関連小説」『世界文学』131: 30-38.
- 村上忠良. 2002. 「シャンの文字文化と民族意識の形成——ミャンマーとタイにおけるシャン文字文化の比較研究」『歴史人類』30: 138-103.
- 根本 敬. 1990. 「1930年代ビルマ・ナショナリズムにおける社会主義受容の特質——タキン党の思想形成を中心に」『東南アジア研究』27(4): 427-447.
- 高谷紀夫. 2008. 「シャン」『東南アジアを知る事典』桃木史朗ほか(編), 192-193 ページ所収. 東京：平凡社.

英語

- Allott, Anna J. 1994. *Inked Over, Ripped Out: Burmese Storytellers and the Censors*. Chiang Mai: Silkworm Books.
- Cheesman, Nick. 2017. How in Myanmar “National Races” Came to Surpass Citizenship and Exclude Rohingya. *Journal of Contemporary Asia* 47(3): 461-483.
- Kikuchi, Taihei. 2018. Shan Sawbwa's Requirements in the Independence Period of Burma/Myanmar (1945-1947). *The Journal of Tai Studies* 2: 101-118.
- Maung Maung, U. 1989. *Burmese Nationalist Movement, 1940-1948*. Edinburgh: Kiscadale Publications.
- Pe Kin, U. 1994. *Pinlon: An Inside Story*. Yangon: Ministry of Information, Government of the Union of Myanmar.
- Sai Aung Tun. 2009. *History of the Shan State: From Its Origins to 1962*. Chiang Mai: Silkworm Books.
- Sai Kam Mong. 2004. *The History and Development of the Shan Scripts*. Chiang Mai: Silkworm Books.
- Salem-Gervais, Nicolas; and Metro, Rosalie. 2012. A Textbook Case of Nation-Building: The Evolution of History Curricula in Myanmar. *Journal of Burma Studies* 16 (1): 27-78.
- Sanda, Sao. 2017. *Great Lords of the Sky: Burma's Shan Aristocracy*. *Asian Highlands Perspectives* 48.
- UHRC (Universities Historical Research Center). 1999. The 1947 Constitution and the Nationalities vol. 1 & 2. Yangon: Innwa Publishing House.
- Walton, Matthew J. 2008. Ethnicity, Conflict, and History in Burma: The Myths of Panglong. *Asian Survey* 48(6): 889-910.

緬語

- Htun Myint, U (Taunggyi). 1953. *Shânpyihñin Sobwâ* [シャン州とソーブワー]. Yangon: Dhàmàta Pounhei'dai'.
- . 1956. *Shânpyi Belê* [シャン州は何処に]. Yangon: Shweipyi Tanza Pounhnei'dai'.
- . 1961. *Pyihtaunzûdwînhma Tândudhō Shânpyi* [連邦内で平等なシャン州]. Yangon: Myanmà Byuha Pounhnei'dai'.
- . 1991?. *Shânpyi Belê / Hkwêyêi Twêyêi Pyattana / Shânpyi i Ni'nahce'myâ / Pyihtaunzûdwînhma Tândudhō Shânpyi* [シャン州は何処に/分離合同問題/シャン州の不满/連邦内で平等なシャン州]. n.p.: n.l.
- . 2013. *Pe'derehmûhsoda Bale* [連邦とは何か]. Yangon: Neriri Saou'tai'.
- . 2016. *Shân Nainnganyêithamâ Tà'úi Thêta'pwin Ou'ta'hca'* (Nainnganyêi Atwêiacounmyâ) [あるシャン政治家の砂一つ, レンガーつ]. Yangon: Lôkatha' Sapei.
- Kyaw Win, U. 2016a. *Dimoukreisi Hpe'dare Pyihtaunzûnainngan Tehsau'hcîn* [民主的な連邦制国家の建設]. Yangon: Hki'pyadai' Sapei.
- . 2016b. *Taungvnyilahkan Hpe'darehmûhñin Pyinepyimanyilahkan* [タウンジー会議 連邦制と州管

- 区会議]. Yangon: Hki'pyadai' Sapei.
- Kyaw Win, U; Mya Han, U; and Thein Hlaing, U, eds. 1990. *Tāinyīnthālumyōmyā Ayēihnin 1947 aceihkanūbadei Pahtāmātūwēi & Dutiyātūwēi* [タインインダー・ルーミョウ・ミヤー 少数民族問題と1947年憲法 第1巻/第2巻]. Yangon: The'kadawmā Pounhnei'dai'.
- Myanma Hsoshalit Lanzin Pati [ビルマ社会主義計画党]. 1964. *Tāinyīnthālumyōmyā Ayēihninpa'the'ywe' Tōhlanyēikaunsūi Amyīnhninhkanyuhce'* [タインインダー・ルーミョウ・ミヤー 原住民諸民族たちの問題に関する革命評議会の見解と考察]. n.p.: Sapebiman Pounhnei'dai'.
- . 1971. *Tāinyīnthālumyōmyāi Nehcēsāncinyēi Thamāin* [タインインダー・ルーミョウ・ミヤー 原住民諸民族たちの反帝国主義闘争史]. n.p.: Pounhnei'yēihñ Saou'htou'weiyēi Lou'ngānkoyēishī.
- . 1972. *25ceinmyau' Pyihtaunzūnēikou Gounpyihtou'weia'thō Pinlounnyilahkan Thamāinzinacīn* [25回 目の連邦記念日を祝して出版されたパンロン会議略史]. n.p.: Sapebiman Pounhnei'dai'.
- Myanmar, Ministry of Information. 1982. *1982hkūhni', 35hni'myau' Pyihtaunzūnēi* [1982年 第35回連邦記念 日]. Yangon: Hpoutoulai'thou Pounhnei'dai'.
- Ohn Phe, U. 1984. *Pinloun Si'tan* [パンロン調書]. Yangon: Sapeū Sapei.
- Pe Khin, U. 1990. *Koutwēi Pinloun* [自分が体験したパンロン会議], translated by Ye Gaung Maung Maung. Yangon: Pyancāyēi Wunjihtanā.
- San Aung. 1973. *Nyinyu'yēi Ayētōpoun* [団結武勲記]. Yangon: Thantaun Sapei.

URL

- BBC News (Myanmar). 2020. *Bamalmyōgyiwadā Pye'thunbazei, Hpe'daretāunlōu Shi'hni'ahpānhkanyādū* [大 ビルマ族主義がなくなりますように——連邦制を要求したために8年間拘束された人物]. <https://www.bbc.com/burmese/in-depth-51647666>. (2021年9月9日最終アクセス)
- Department of Historical Research and National Library, Myanmar. *Background History*. <https://web.archive.org/web/20210221030824/http://www.dhrmyanmar.com/Forms/About.aspx>. (2021年9月9日最終アクセス)
※インターネットアーカイブ
- The Kite Tales. 2016. *The Scoop of the Century/ Yazātazūyē Dadīhtūgou Yalai'dū* [世紀の特ダネを掴んだ人]. <https://kite-tales.org/mm/article/96>. (2021年9月9日最終アクセス)

その他

- 大英図書館オリエンタル・インド省コレクション (Oriental and Indian Office Collection: OIOC). M/4/2811 *Frontier Areas: relation between Frontier Areas and Ministerial Burma: Panglong Conference*. (9 Jun 1945–14 May 1947)
- Anonymous. n.d. *Pinlounnyilahkan Cīnpāyēiātwe'i Hpāhsāpālāhñin Lumyōuṣyūidou'gēdhō Hswēimwēihce'āhtau'āhtā Saywe'sadānmyā* [パンロン会議を開催するために、反ファシスト人民自由連盟と民族が行った会合の記録].
- Myanmar Alin* (2017年2月13日付).

(2021年11月2日 掲載決定)